宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業助成金交付要綱

平成３１年　４月２４日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　一般社団法人　宮崎県産業資源循環協会

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（以下「協会」という。）が宮崎県の委託を受けて実施する宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業において、産廃処理業者に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱で定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この助成金は、人材の育成及び能力の向上に取り組む宮崎県内の産廃処理業者を支援することで、本県の循環型社会の形成や低炭素社会の実現に寄与する人材の能力の向上及び担い手育成を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付対象事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、宮崎県内に主たる営業所を有し、かつ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項及び第６項の許可を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

1. 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に規定する会社及び個人
2. 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する中小企業等協同組合
3. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第５条第１項第１号の規定に基づく協業組合

２　助成対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合、この助成金を交付しない。

３　助成対象事業者について、県税に未納がある場合、この助成金を交付しない。

（交付対象経費及び助成率）

第４条　助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成率（助成金額）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 助成対象経費 | | 助成率／助成金額 | |
| 平成３１年３月３１日時点で常勤の事業主・役員及び従業員が受ける次の事業 | | | |
| Ⅰ　公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理検定」を受検するために、助成対象事業者が負担した①～③の経費 | | | |
|  | ①　「産業廃棄物処理検定」の受検準備のために受講する（公社）全国産業資源循環連合会主催の次の講座の受講料（ただし口座振込手数料は除く。） | 助成率 　　１００％ |  |
|  | ア　産業廃棄物処理実務者研修会 |  |
|  | イ 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー |  |
|  | ウ　最終処分場維持管理技術研修会 |  |
|  | ②　「産業廃棄物処理検定」の受検料（ただし口座振込手数料は除く。） | 助成率 　　１００％ |  |
|  | ③ ①の受講並びに②の受検に要する旅費（宿泊費を　含む。） | 助成率 ５０％以内 | 研修会受講者並びに検定受検者１人当たりの助成金額は４万円以内（千円未満は切り捨てる。）とし、１産廃処理業者当たりの申請額は１２万円以内とする。 |
| Ⅱ　一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習」及び「産業廃棄物等実務管理者講習｣を受講するために、助成対象事業者が負担した①～③の経費 | | | |
|  | ①　「産業廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講料　　（ただし口座振込手数料は除く。） | 助成率 　　１００％ |  |
|  | ア　産業廃棄物中間処理施設コース |
|  | イ 産業廃棄物焼却施設コース |
|  | ウ　最終処分場コース |
|  | エ　破砕・リサイクル施設コース |
|  | オ　有機性廃棄物資源化施設コース |
|  | ②　「産業廃棄物等実務管理者講習」の受講料 | 助成率 　　１００％ |  |
|  | （ただし口座振込手数料は除く。） |  |
|  | ③　①並びに②の講座の受講の際に必要な旅費 | 助成率 ５０％以内 | 研修会受講者並びに検定受検者１人当たりの助成金額は４万円以内（千円未満は切り捨てる。）とし、１産廃処理業者当たりの申請額は１２万円以内とする。 |
|  | （宿泊費を含む。） |
| Ⅲ　公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理ｅラーニング講座」を受講するために、助成対象事業者が負担した①の経費 | | | |
|  | ①　「産業廃棄物処理ｅラーニング講座」の受講料　　（ただし口座振込手数料は除く。） | 助成率 　　１００％ | １産廃処理業者当たりの申請額は１０万円以内とする。 |
| Ⅳ　その他公益性のある法人が実施する講習等で、事前に相談を受けて産廃処理業者の人材育成及び能力向上に資すると認められるもの | | | |

２　助成対象経費について、他の助成金等の交付を受ける場合は、助成対象外とする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、助成対象とする講座若しくは検定等が実施されるまでに、助成金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる添付書類を添えて申請しなければならない。

　（１）事業計画書（様式第２号）

　（２）収支予算書（様式第３号）

　（３）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項及び第６項の許可書の写　　　し

　（４）講習・検定等を受講・受検することが確認できる書類（受講証・受検票の写し等）

　（５）講習の講座内容、講習・検定の日程・金額等が確認できる書類の写し

　（６）平成３０年４月１日以降の納税証明書（県税に未納がないことの証明）

　（７）受講者・受検者全員の常勤性が確認できる書類（社会保険被保険者証の写し等）

　（８）その他会長が必要と認める書類

２　申請者は、常勤する事業主・役員及び従業員の個々人が産業廃棄物処理検定に合格した後は、その個々人を助成金の助成対象経費に算入することはできない。

（助成金の交付決定）

第６条　会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、通知（様式第４号）するものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第７条　申請の取下げのできる期限は、助成金の交付決定のあった通知を受領した日から起算して、１０日を経過した日とする。

（交付決定の取消等）

第８条　会長は、申請者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の実績報告）

第９条　申請者は、講座・検定等の終了の日から起算して２０日以内に助成事業実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。

２　助成事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

　（１）事業実績書（様式第２号）

　（２）収支決算書（様式第３号）

　（３）講習・検定等の受講料・受検料の支払が確認できる書類の写し

　（４）助成対象事業者が受講料・受検料を負担したことを確認できる書類の写し

　（５）講座・検定の受講・受検の際の旅費（宿泊費を含む。）の支払が確認できる書類の写し

　（６）助成対象事業者が講座・検定等の受講・受検の際の旅費（宿泊費を含む。）を負担した事を確認できる書類の写し

　（７）その他会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第１０条　会長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（様式第６号）し、その旨を申請者に通知する。

（助成金の支払等）

第１１条　助成金は、第１０条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

２　申請者は、前項の規定による助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第１２条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ１部とし、その様式は別記に定めるところによる。

　　なお、申請者から提出された書類は返却しないものとする。

（助成金の経理）

第１３条　申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（その他の必要な事項）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

　　　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。